

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

登米市長 熊谷康信

市町村名 (市町村コード)	登米市 (04212)
地域名 (地域内農業集落名)	豊里 (上町、横浦、仲町、下町、東ニツ屋、西ニツ屋、上谷地、十五貫、大曲、竹花、保手、庚申、長根、加々巻、山根、白鳥、鶴波)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月27日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

①農地の分散と移動ロスの増大

- ・経営規模の拡大に伴い、管理する農地が離れた場所に点在する「分散化」が加速している。
- ・一部の経営者では水回りだけで1日60km以上走行するケースもあり、移動時間が作業効率を著しく低下させている。スマート農業(水管理システム等)の導入でも、根本的な労働力不足は解消しきれない。

②農地中間管理事業における「指名型」の定着

- ・農地を貸し出す側(出し手)が特定の担い手を指名して貸すケースがほとんどであり、「白紙委任(受け手を指定しない貸し出し)」がほぼ存在しない。
- ・これにより、地域計画の「目標地図」に基づいた効率的な集約化(隣接地をまとめる等)が進みにくい状況にある。

③出し手側(土地所有者)の情報不足と世代交代

- ・非農家出身の所有者や地区外在住の所有者が増えており、「どこに相談すればよいか」「どのように契約が進むのか」を把握していない。
- ・「昔からの知り合いだから」という理由で指名貸しが行われる慣習が強く、広域的な集約化への理解が得られにくい。

④固定転作地の疲弊と収益性の悪化

- ・豊里地区特有の「集落営農による固定転作(麦・大豆等)」において、担い手の高齢化と構成員不足が深刻化している。
- ・連作障害や難防除雑草(帰化雑草等)の発生により収益性が低下し、担い手としての魅力が失われつつある。

⑤賃借料(小作料)の設定に関する混乱

- ・固定転作地の賃借料と、一般の農地賃借料の間に大きな乖離がある。
- ・固定転作地の料金には「水利費」や「草刈り代」が含まれている場合が多いが、その内訳が不明瞭で、出し手・受け手双方で納得感のある価格設定が難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

①担い手同士による「農地交換」の協議

- ・すでに分散してしまった農地について、担い手同士が公式・非公式に協議し、互いの作業エリアに近い農地を「入れ替える」調整を積極的に行う。

②賃借料の平準化と透明性の確保

- ・賃借料から「純粋な地代」と「維持管理費(水利費・草刈り等)」を切り離して整理する。
- ・地区全体で統一的な目安価格を設定し、出し手に対して「なぜこの価格なのか」を論理的に説明できる体制を整える。

③「地域計画・目標地図」の周知徹底とPR

- ・出し手となる土地所有者に対し、地区の将来像(目標地図)を積極的に提示する。
- ・白紙委任が地域の農業を守ることにつながるというメリットを、パンフレットや戸別訪問を通じてPRする。

④営農組織の再編と作目転換の検討

- ・限界を迎える集落営農組織の法人化や、近隣組織との合併を検討する。
- ・固定転作にこだわらず、土壤条件や収益性に応じて「水稻+転作」のブロックローテーションへの移行や、高収益作物の導入を議論する時期に来ている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,339.71 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,339.71 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)



注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。